

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民健康保険税、介護保険料、
後期高齢者医療保険料、国民年金

保険料は、所得税および市県民税
の申告の際、社会保険料控除の対
象になります。

社会保険料控除は、納税者が本
人または配偶者を一にする配偶者や
その他の親戚の負担すべき社会保
険料を支払った場合に適用されま
す。

①特別徴収(年金天引き)の場合
特別徴収された本人にのみ適用
されます。
②普通徴収(納付書または口座振替)
保険税(料)を実際に支払った人
に適用されます。

平成28年中(平成28年1月~12
月)に納めた保険税(料)が対象とな
ります。納付金額は下記の方法で
ご確認ください。

平成28年分 公的年金等の源泉徴収票				
支払を受ける者	住所 または 居所	小郡市		
	氏名			
	生年月日			
区分	支 払 金 額	源 泉 徹 収 税 額		
法203条の3第1号適用分	円	円		
法203条の3第2号適用分	円	円		
法203条の3第3号適用分	円	円		
法203条の3第4号適用分	円	円		
年 金 の 種 別	本 人	控除対象配偶者の有無等		
老齢基礎・厚生	特別 障害者 配偶者	その他 障害者 配偶者	有 無	老人扶養対象 配偶者の有無 有 無
控除対象扶養親族の数	本人以外の 障害者等の数	社会保険料の金額		
特定 人	特 别 人	そ の 他 人	217,700	円
(摘要)社会保険料の内訳 介護保険料額 後期高齢者医療保険料額				
支払者	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出手 厚生労働省年金局事業企画課長			

①特別徴収(年金から天引き)
公的年金等の源泉徴収票で確認
年金保険者から送付されます

源泉徴収票の「社会保険料の金
額」欄には、年金から天引きされた
各保険税(料)の合計額が記載され
ています。

確定申告書の「社会保険の種類」
の欄には「源泉徴収票のとおり」と
記入してください。(まとめて記載
ができます)

※ 年金から天引きされた保険税
(料)に還付金がある場合は、源
泉徴収票の社会保険料控除の額
から、還付済金額を差し引いて
申告してください。

※ 年金から天引きされた保険税
(料)に還付金がある場合は、源
泉徴収票の社会保険料控除の額
から、還付済金額を差し引いた額を記
入してください。

※申告書記載例				
第一表	社会保険料控除	217,700		
第二表	社会保険の種類	支 払 保 険 料		
	源泉徴収票 のとおり	217,700		
	合計			

国民年金保険料の社会保険料控除証明書				
国民年金保険料の社会保険料控除証明書は、次の時期に日本年 金機構から送付されます。	【平成28年1月~9月分】	【平成28年10月~12月分】	【平成28年11月上旬】	【平成29年2月上旬】

②普通徴収
(納付書または口座振替)
納付証明書で確認
1月末ごろに、市の担当課から
窓口へお問い合わせください
※ 証明書中の納付額は、納めた保
険税(料)に還付金があった場合、
還付済金額を差し引いた額を記
載しています

※ 口座振替は、平成27年度6期(平
成27年12月末納期分)~平成28年
度5期(平成28年11月末納期分)
が対象です

国民健康保険税
問 収納課収納係
☎ 72-2111
内線132・133

介護保険料
問 介護保険課介護保険係
☎ 72-2111内線452・453

後期高齢者医療保険料
問 国保年金課医療・年金係
☎ 72-2111内線422・423

国民年金保険料
問 ねんきん加入者ダイヤル
☎ 0570-003-004
※平成29年3月15日まで
開設